

キャッシュレス決済ポイント還元事業

「八幡平市のお店を応援 最大10%戻ってくるキャンペーン」の実施について

【発表の要旨】

八幡平市内事業者等が新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰等の影響を受けていることから、市内外からの消費を喚起し、市内経済の活性化を図るとともに、非接触型のキャッシュレス決済の普及による「新しい生活様式」への対応促進を図るため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施します。

1 対象者

対象キャッシュレス決済の利用者

2 期間

令和5年11月1日（水）～令和5年12月31日（日）

3 対象キャッシュレス決済事業者

PayPay（PayPay株式会社）

4 ポイント還元率等

- | | |
|--------------|------------|
| (1) ポイント還元率 | 決済金額の10% |
| (2) ポイント還元上限 | 10,000ポイント |

5 対象店舗

- (1) 八幡平市内に店舗を有し、物品、飲食、サービス等を消費者に提供する次に掲げる分野の店舗であること。
飲食店、宿泊業、小売店、生活関連サービス業、運輸業（ただし貨物を除く）、学習・教育関連サービス業、持ち帰り・配達飲食サービス業
- (2) 対象キャッシュレス決済事業者の決済手段を導入していること。
- (3) 上記(1)～(2)の店舗のうち、以下の店舗等は原則として対象外とする。
 - ・ 保険適用医療機関
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する施設 等

【担当】

商工観光課商工労政係

主任 三浦 拓

電話0195-74-2111（内線1317）